《学校感染症と診断された場合について》

- 1) 高熱などの体調不良があった場合、医療機関を受診する。
- ※ 予め「感染症に関する証明書」を医療機関へ持参するのが望ましい。 (ポータルサイトからダウンロードまたは保健センターにて配付)

学校感染症(インフルエンザ等)と診断されたら・・・。

「感染症に関する証明書」の記入を医療機関へ依頼する。

- ② 保健センターへ連絡をする
- ※ 不在の場合は学生サポートセンター事務室へ連絡
- ③ 出席停止期間(加療期間)は自宅等で療養する
- ※ 学生寮のような施設の入居者は可能な限り実家に帰省し、療養する。 難しい場合は、マスクなどを着用し居室内から極力でないよう心がける。
- 4 出席停止期間(加療期間)後、教務課にて「特別欠席」の手続きをする。 受診した医療機関で発行された「感染症に関する証明書」を持参し、教 務課にて「特別欠席」の手続きをしてください。

(休んだ各科目分必要です)。

「特別欠席届」(教員控)を担当教員へ提出してください。

ご不明な点は

保健センター (011-385-4435) 学生サポートセンター事務室へ (011-385-4416) ご連絡ください。

感染症に関する証明書の記入について(依頼)

本学では、「学校感染症」にかかった場合、当該学生の健康回復と周囲の学生への感染防止のため出席停止措置としております。 お手数おかけしますが、症状が軽快し感染のおそれがなくなるまでの治療に要する期間について、下記証明書にご記入くださいます ようお願い申し上げます。

学校感染症の種類と出席停止期間は以下のとおりです。(学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条 2012 年 4 月 1 日改正 施行)

	感染症の種類	出席 停止期間の 基準							
	・エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・・南米出血熱	・ 治癒するまで							
第	・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎(ポリオ)								
1	・ジフテリア・鳥インフルエンザ(H 5 N 1)								
種	・重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスに限る)								
	・インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H 5 N1)を除く)	・症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで							
第	・百日咳・麻しん(はしか)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)								
2	・風しん(三日はしか)・水痘(水ぼうそう)・結核								
種	・髄膜炎菌性髄膜炎・咽頭結膜炎								
	・コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症	・症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで							
第	・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎								
3	<その他の感染症>								
種	・感染性胃腸炎(ノロウィルス・ロタウィルス等)								
	・溶連菌感染症(しょうこう熱)・マイコプラズマ肺炎など・・・								

	・浴	建图	图念尖红	正(し	よつこう	がり・く	イコノフ	<i>,</i> , , ,	肺炎なる	<u>-</u>						
北海	· · · ·								•	・リ線する証明				 	 	
<u>学年</u> ※上					} 、が記 <i>入</i>	 、すること		氏名_								
病名	i :	4							_							
加奶	寮 期 間	<u> </u>	平成		年	月	日	~	平成	年		月	日			
										जर हरि	年	В	_			

医療機関名

医師名 印